

別紙2

(協定第4条第2項関連)

(機構法第13条第1項第2号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事の内容

別紙2

工事の内容

会社が行う高速道路の管理のうち、修繕に係る工事(特定更新等工事を除き、機構が会社からその費用に係る債務を引き受けるものに限る)で行う工事の内容は、以下のとおり。

ただし、固定資産について支出する金額で、

- ①当該資産の使用可能期間を延長させる(耐久性を増す)部分に対応する金額、
- ②その支出の時における当該資産の価額を増加させる(価値を高める)部分に対応する金額、
の何れかに該当するものに限る。
(ただし、災害復旧に係る部分を除く。)

工事の内容
<ul style="list-style-type: none">1. 橋梁修繕2. トンネル修繕3. のり面修繕4. 土工修繕5. 舗装修繕6. 交通安全施設修繕7. 交通管理施設修繕8. 渋滞対策9. 休憩施設修繕10. 雪氷対策施設修繕11. 震災対策12. 環境対策13. トンネル防災14. のり面防災15. 雪害対策16. のり面付属物設置17. 橋梁付属物設置18. トンネル施設修繕19. 電気施設修繕20. 通信施設修繕21. 建築施設修繕22. 機械施設修繕